

豊田市 × 住宅金融支援機構 マイホーム取得を応援！

地方公共団体の住宅取得等の補助金対象となり、併せて【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の対象になる場合、当初5年間・・・

【フラット35】
の借入金利から

年 **▲0.25%**

住宅取得補助金
など

地方
公共団体

連携

【フラット35】
子育て支援型
地域活性化型

住宅金融
支援機構

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件は、フラット35サイトの「連携する地方公共団体」から各地方公共団体のページに掲載されている「申請書式」の要件欄でご確認ください。

詳しくはホームページへ！

フラット35 子育て

検索

www.flat35.com



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター **0120-0860-35** (通話無料)
営業時間 / 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ(有料)

豊田市で利用できる【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

子育て支援型 は、子育て世帯が住宅を取得する場合に、地方公共団体による補助金交付等とセットでご利用いただけます。

地域活性化型 は、UJターンを契機として住宅を取得する場合や空き家バンクに登録された住宅を取得する場合などに、地方公共団体による補助金交付等とセットでご利用いただけます。

補助事業名	【フラット35】 子育て支援型	【フラット35】 地域活性化型	お問い合わせ先
豊田市山村地域等定住応援 補助金事業		●	都市整備部定住促進課 0565-34-6728

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用の際は、地方公共団体に補助金の受付状況など最新の情報をご確認ください。

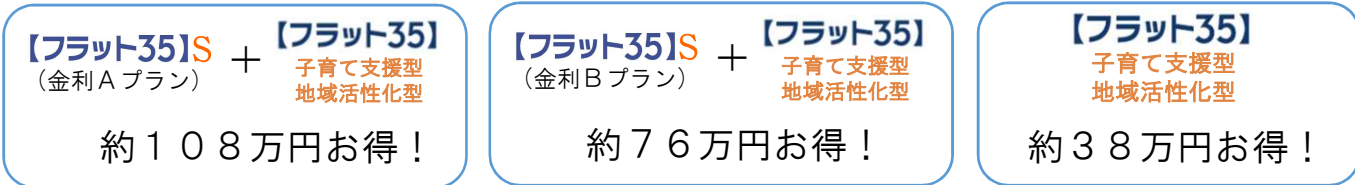
【フラット35】Sと併用できます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

※【フラット35】Sの技術基準の詳細についてはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。



たとえば借入額3,000万円なら、【フラット35】より総返済額が、



【試算の前提条件】

借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.11%(2019年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(※) 試算結果の数値は概算です。

<借入れに当たっての注意事項> ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱が異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱が異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱が異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは2020年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の場合は、要件・金利引下げ幅等が異なります。